（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＧＵ54910
金額　557,970円
支払期日　平成24年３月31日
支払地　京都府京都市
支払場所　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行京都中央支店
振出日　平成23年10月31日
振出地　京都市中京区
振出人　島津システムソリューションズ株式会社　代表取締役　小野瀬荘樹
受取人　申立人
最終所持人　申立人

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第３９号
青森県弘前市大字笹森町38番地
債務者　東照宮
代表役員　工藤　　均
1　決定年月日時　平成24年４月６日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三上　和秀
4　破産債権の届出期間　平成24年５月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月９日午前11時
青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第１７１号
栃木県小山市東間々田２丁目36番12号
債務者　Ｒ．Ｂ．Ｓ株式会社
代表者代表取締役　舘野　和美
1　決定年月日時　平成24年４月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹澤　一郎
4　破産債権の届出期間　平成24年５月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月13日午後１時30分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第１７６号
栃木県宇都宮市北若松原１丁目1872番地１
大澤アパート、商業登記簿上の本店所在地栃木県宇都宮市若松原２丁目1063番地１
債務者　有限会社星野技建
代表者代表取締役　小林　宜之
1　決定年月日時　平成24年４月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大川　容子
4　破産債権の届出期間　平成24年５月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月６日午前11時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第４１５０号
東京都新宿区早稲田鶴巻町556番地
債務者　有限会社武井自動車
代表者代表取締役　武井　和男
1　決定年月日時　平成24年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小沢　年樹
4　破産債権の届出期間　平成24年５月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４３３８号
東京都中央区日本橋蛎殻町２丁目12番３号
債務者　美濃屋塗料株式会社
代表者代表取締役　神田　勝義
1　決定年月日時　平成24年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉羽真一郎
4　破産債権の届出期間　平成24年５月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１７８号
栃木県矢板市扇町１丁目10番７号
債務者　有限会社京商事
代表者代表取締役　橋本　京子
1　決定年月日時　平成24年４月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荒井　雅彦
4　破産債権の届出期間　平成24年５月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月６日午前10時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第３０号
三重県度会郡玉城町勝田3050番地８
債務者　有限会社ステージオフィス
代表者代表取締役　越川　　篤
1　決定年月日時　平成24年４月10日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白山雄一郎
4　破産債権の届出期間　平成24年５月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月４日午前10時
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２４年（フ）第４１８３号
東京都港区六本木３丁目17番10号
債務者　株式会社小野プランニング
代表者代表取締役　小野　俊夫
1　決定年月日時　平成24年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上田　　慎
4　破産債権の届出期間　平成24年５月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月17日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４２７８号
東京都品川区小山３丁目24番１号
債務者　株式会社竹屋呉服店
代表者代表取締役　海藤　敏之
1　決定年月日時　平成24年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　江坂　春彦
4　破産債権の届出期間　平成24年５月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月31日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９４号
岐阜市問屋町２丁目11番地１
債務者　株式会社ルージュ
代表者代表取締役　大江　　肇
1　決定年月日時　平成24年４月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小椋　　功
4　破産債権の届出期間　平成24年５月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月13日午前10時
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第４１号
岡山県真庭市下河内888番地
債務者　有限会社古山建設
代表者代表取締役　古山　晴久
1　決定年月日時　平成24年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大山　知康
4　破産債権の届出期間　平成24年６月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月９日午後１時40分
岡山地方裁判所津山支部

平成２４年（フ）第４０号
鳥取県八頭郡八頭町郡家76番地35
債務者　有限会社うぉーく
代表者取締役　安木　賢司
1　決定年月日時　平成24年４月10日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　房安　　強
4　破産債権の届出期間　平成24年５月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月３日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
鳥取地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１７３号
大阪市中央区久太郎町１丁目８番９号
債務者　株式会社リフォ
代表者代表取締役　横田　弘義
1　決定年月日時　平成24年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾藤　　寛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月21日午前10時
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係